

■最近の話題を考える“知財NEWS” 知財トピックス (2015.9)

「東京五輪のエンブレム騒動」に見る、商標権と著作権の誤解

特許業務法人 前田特許事務所
弁理士 大石憲一



今回の知財ニュースは、「問題エンブレムの取下げ」という結論で、話題が終息しつつある「東京五輪のエンブレム騒動」についてです。

今回ほど、国民の間で、著作権や商標権が話題になったことは、なかったのではないのでしょうか。あまり良い話題ではないのですが、弁理士という仕事をしている者としては、一般の方に、著作権や商標権について認識して頂けたこと自体、良かったと思います。



出典:朝日新聞デジタル (8月17日付け記事)

しかし、大会組織委員会が、当初「商標調査をしているから問題ない」「ベルギーの劇場ロゴは商標登録されておらず問題はない」と発言した点には、違和感を覚えました。

そもそも、「著作権」は、創作した具体的な表現物に「著作物性」が認められると、登録手続きなどを踏まずとも、自然に発生するものです。

よって、著作権侵害は、その問題となっている著作物（利用著作物）が、①対象となる既存の著作物（既存著作物）に依拠して作出されたものであって [依拠性]、②利用著作物と既存著作物における表現が類似していること [類似性] があれば、成立します。

すなわち、著作権侵害には、ベルギーの劇場ロゴが商標登録されているか否かなど、全く関係がないのです。

一方、「商標権」は、確かに、特許庁への登録手続き（審査）を経て、登録されることで発生します。もっとも、指定商品や指定役務という「範囲」でのみ、登録（保護）されるだけで、ロゴマークを使う事、「全て」が保護される訳ではありません。

実際、「アサヒ」という商標は、「靴」（商標登録第 413339 号）と、「納豆」（商標登録第 1976275 号）、「印刷物」（商標登録第 1620651 号）とで、それぞれ権利者が違います。

このことから、仮定の話ではありますが、仮に劇場ロゴが商標登録されていたとしても、今回のエンブレムを、その劇場ロゴの指定商品や指定役務と同一又は類似の商品・役務に使用しなければ、劇場ロゴを侵害することはないのです。この点からも、前述の大会組織委員会の発言が、おかしいことが分かります。

このように、準公的機関である大会組織委員会ですら、著作権や商標権を正確に理解していない以上、一般の方も、この点を誤解されている可能性があると思います。「まだまだ、こうした誤解を解消させて頂く余地がある」と、思った今回の騒動でした。

以上